

ニュースレター インドネシア：新たな炭素排出規則

2022年2月

連絡先：

Norman Bissett
Foreign Legal Consultant
norman.bissett@bakermckenzie.com

Nadia Soraya
Partner
nadia.soraya@bakermckenzie.com

Fanny Kurniawan
Associate Partner
fanny.kurniawan@bakermckenzie.com

Justin Nurdiansyah
Senior Associate
justin.nurdiansyah@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ：
Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

概要

インドネシアにおいては、炭素クレジット取引はまだ十分に実施されていない。これは、炭素取引に関する包括的な規制がないことや京都議定書の規制とパリ協定の規制が重複していることに起因する。加えて、政府の炭素取引に関するモラトリアム（一時停止措置）が、この分野への投資活動の足かせとなっている。

グラスゴーで開催された第26回国連気候変動会議(COP)26を目前に、ジョコ・ウィド大統領は待望の国家開発における国家決定貢献(NDC)目標達成と温室効果ガス(GHG)排出抑制のための炭素経済価値(CEV)の実施に関する2021年大統領規則第98号(「規則98」)を可決した。規則98は、温室効果ガスに関する2つの先行規則である「温室効果ガス排出削減のための国家行動計画に関する2011年大統領規則第61号」と「温室効果ガスインベントリの実施に関する2011年大統領規則第71号」を廃止するものである。この新規則は、2021年10月29日に制定・施行された。よって、本年同日(2022年10月29日)までに新しい施行規則を発行する必要がある。

NDC 目標達成の原動力

インドネシア政府は、パリ協定の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の批准に関する2016年法律第16号により、パリ協定を批准した。これにより、GHG排出量削減に対する政府のコミットメントが定められた。

インドネシアの現在のNDC目標は、2030年までにGHG排出量のベースラインと比較して29%~41%のGHG排出量削減(=CO₂換算で28億6900万トン)を達成することである。NDCのコミットメントの対象となるセクターには、エネルギー、廃棄物、工業プロセスおよび製品用途、農業、林業が含まれる。これらのセクターは、それぞれ独自のGHG排出量のベースラインを持つことになる。規則98の施行により、政府はインドネシアのNDC目標達成に向け、いくつかのメカニズム(以下に詳述)が導入されることになる。

CEVとは？

規則98において、CEV(「カーボンプライシング」とも呼ばれる)とは、人間活動や経済活動から生じる各GHG排出単位の価値を指す。インドネシアでは、CEVの実施は、(i)炭素取引(perdagangan karbon)、(ii)成果報酬(pembayaran berbasis kinerja)、(iii)炭素税(pungutan atas karbon)、および(iv)科学技術の発展に応じ環境森林相が決定する他のメカニズムによって行われる。



1. 炭素取引

規則 98 では、炭素取引には、排出権取引と排出権オフセットの 2 つのタイプがあるとしている。

排出権取引

排出権取引のメカニズムは、関係省庁が定めた GHG 排出量の上限がある事業や活動に適用される。関連省庁は、それぞれの省庁の排出上限を設定する。そして、その排出上限を遵守するために排出アローアンスを設定する。

したがって、政府はキャップ・アンド・トレード方式を導入すると見られる。

排出権オフセット

排出権オフセットとは、一般に、他の事業者や活動の削減行動の成果を用いて、他の場所で生じた事業者の排出量を補償するために実施される、GHG 排出量の削減方法と定義されている。

排出権オフセットの実施に関する詳細は、別途、財務省令で規定される。

2. 成果報酬(Result-Based Payment: RBP)

RBP とは、検証・認証された GHG 排出削減量や、その他の検証された非炭素利益を達成した場合に得られる奨励金や支払いのことである。規則 98 では、RBP を以下の 3 つのタイプに分類している。

- a. 国際 RBP、すなわち国際的な当事者が中央政府または州政府に RBP を提供する。
- b. 国内 RBP、すなわち中央政府が州／県／市政府、企業関係者、および／または社会に対して RBP を提供する。
- c. 地方 RBP、すなわち、地方政府が管区／都市政府、企業関係者、および／または社会に対して RBP を提供する。

財務省は、RBP の実施（監視と実行を含む）のため、さらなるガイドラインを作成する。

3. 炭素税

炭素税は、国（中央政府または地方政府）によって以下に課される。(i) 炭素を発生させる可能性のある商品・サービスおよび/または(ii) 炭素を排出する可能性のあり、それが環境に悪影響を与え、削減行動の履行を妨げる可能性のある事業・活動。

炭素税は、税または税外の国家賦課金という形をとることができる。

前回の[ニュースレター](#)で説明したように、炭素税は、炭素を含む商品を購入する、および/または炭素を排出する活動を行う個人または団体に課されることとなる。政府はまず、2022 年 4 月 1 日から石炭火力発電所を対象に炭素税を課す。更に、2025 年までに他の経済分野にも炭素税を導入する予定である。



さらに、政府は、炭素ユニットのすべての売買取引に税外の国家賦課金 (penerimaan negara bukan pajak または PNBP) を課す予定である。現在、林業分野におけるこのような取引については、関係する炭素価値の 10% が課されている。¹

その他の規定

- **測定・報告・検証 (Measurement, Reporting and Verification: MRV)**

関係する大臣、知事、摂政管区・市長、事業者 (該当する場合) は、気候変動対策国家登録制度 (Sistem Registri Nasional Pengendalian Perubahan Iklim または SRN) を通じて、少なくとも年 1 回は気候変動適応策の実施と CEV を測定・報告しなければならない。また、炭素取引や RBP を通じて CEV を実施する事業者は、独立したコンサルタントが実施した検証・確認の結果も提出する必要がある。妥当性確認、検証、および妥当性確認者と検証者に適用される能力基準に関するさらなる規定が環境林業省 (「MOEF」) 規則で定められる予定である。

- **SRN**

SRN は、削減、適応、実施手段 (資金、能力開発、技術移転・開発) に関するデータや情報を管理するウェブベースのシステムとして、2016 年に初めて設立された。

SRN は以下の機能を果たす：

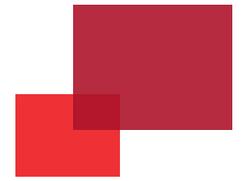
- a. 削減行動と適応行動の登録
- b. 様々な事業者の削減と適応貢献度について政府機関へ情報提供
- c. 行動や資源に関するデータ・情報への一般アクセスの提供
- d. 政策分析・立案を支援するためのデータベースの管理
- e. 炭素削減行動の二重計上の回避。

2021 年に更新されたインドネシアの NDC では、SRN は、2030 年までに完全に機能することが目標とされている。また、2024 年までに、SRN は COP の透明性枠組みに沿った国家報告 (Natcom) と 2 年ごとの透明性報告 (BTR) の準備に必要な殆どのデータと情報を提供可能とするという暫定目標も掲げている。

- **相互認証**

MOEF は、国境を越えた炭素取引について、下記を通じ「相互承認」の概念を採用している。(i) MRV 基準の使用に関する情報の相互開示、(ii) 国際規格および/または国内規格に対する適合性評価の実施、(iii) SRN における両当事者によって認められた認証の全ての記録。相互認証に関する更なる規定は、MOEF 規則によって規定されることになる。

¹ 財務省において適用される税外国家賦課金の種類及び関税に関する 2014 年政府規則第 12 号に基づく



課題

1. 国境を越える炭素取引

政府は国境を越える炭素取引の可能性を明示的に認めているが、規則 98 の第 86 条では以下のように規定されている。

(i) 規則 98 発効(すなわち 2021 年 10 月 29 日)前に炭素取引または成果報酬を実施した事業者は、2022 年 10 月 29 日までに SRN を通じて気候変動緩和行動の実施と所有する炭素ユニットを登録・報告する必要がある。

(ii) 事業主が引き続き所有し、SRN を通じて登録・報告されたカーボンユニットは、国内炭素取引にのみ販売することができる。

第 86 条をどう解釈するかは様々な意見があり、その一つは、既存のプロジェクトから発生した炭素ユニットは国内でのみ取引可能というものである。また、政府は、インドネシアが温室効果ガス排出量の目標を達成するまで、国境を越える炭素取引を禁止する可能性があることも示唆している。

とはいえ、この規定の文言は不明瞭であり、特に、スキームの登録や国内炭素取引所の存在など、国内取引のためのメカニズムがまだ整備されていないことを考えると、本スキームが登録されるまで、そのスキームのクレジットは引き続き取引可能であるとの立場をとると思われる。このような状況下当面の間、既存の投資家の多くは、今まで通りのアプローチ("business-as-usual")で臨むと思われる。

2. 政府及び地域社会への分配

以前、政府は MOEF 規則 36²を通じて、環境サービス販売価値 (nilai jual jasa lingkungan または「NJ2L」) の分配に関する要件を定めており、これは認証炭素クレジット取引による収入に適用されていた。この場合、政府、地域社会、プロジェクト開発者に炭素ユニットの一定割合が配分された。MOEF 規則 36 は MOEF 規則 83 によって取り消されたが、MOEF 規則 8³と規則 98 はいずれもこれに関する詳細を規定していない。よって、現在、NJ2L の分配を規定する特定の法律は存在しない。

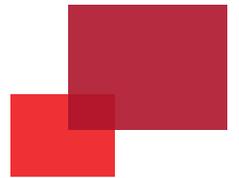
ここで重要なことは、規則 98 が炭素権を国家による炭素のコントロールとして定義していることである。従って、今後の施行規則では、国有企業への炭素ユニットの配分を規制することになることが考えられることである。

まとめ

規則 98 の規定は非常に広範である。さらに、現行の規則から多くの問題が生じている。

²生産林・保護林における炭素吸収および/または蓄積利用事業の認可手続きに関する 2009 年 MOEF 規則第 36 号 (MOEF Regulation No. 36/Menhut-II/2009)

³保護林・生産林における森林管理および森林管理計画の準備、並びに森林利用に関する 2021 年 MOEF 規則第 8 号



www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business
District Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

電話 : +62 21 2960 8888

ファクス : +62 21 2960 8999

- a. プロジェクト推進者は、国際的なボランタリー市場でどの程度までクレジットの販売を続けることができるか？
- b. インドネシア政府は、プロジェクトによって生成された検証済み炭素ユニットの分配をどの程度まで要求するのか？
- c. 最終的な炭素税の課税額はいくらになるか - 1トン当たり2~3米ドルに留まるのか？
- d. 税外の国家賦課金はどのように適用されるのか。例えば、国際的な市場での取引に適用されるのか。

いつもどおり、「悪魔は実施規則の細部に宿る」のである。

©2022. Hadiputranto, Hadinoto & Partners is a member firm of Baker & McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions.